

(写)

令和 7 年 1 1 月 1 1 日

前橋市長 小 川 晶 様

前橋市特別職報酬等審議会
会 長 紺 正 行

市長の給料月額の改定について（答申）

令和 7 年 1 1 月 1 1 日付けで諮問のあった市長の給料等を減額することについて、本審議会において慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

なお、本答申は市長としての職務続投の是非について答申するものではありません。

記

市長の給料月額について、令和 7 年 9 月 2 4 日以降報道されている件に関して、市長としての道義的責任を明確にするため、次のとおり減額することは適当である。

1 市長の給料月額

	現 行	減額後	減額率
市 長	1,125,000 円	562,500 円	50%

期末手当及び退職手当の額の算出の基礎となる給料月額についても、減額後の額を適用する。

2 減額する期間

令和 7 年 1 2 月 1 日から市長在任期間終了まで